

## 久留米工業大学 障がい学生支援のガイドライン

### 1. 基本理念

久留米工業大学は、障害者基本法(平成23年法律第90号)の基本理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てることなく相互に人格と個性を尊重し合い、学生、教員、職員の多様性を重んじる開かれた大学を目指します。また、本学構成員一人ひとりが障がいについて共に学び、お互いに支え合うことにより、障がいがあってもその能力を最大限に発揮できる環境を整えます。

### 2. 入学前に支援を希望する学生への対応

#### (1) 入学前の準備段階

##### ① 入学試験前

入学試験案内に、障がい学生のための相談窓口は、学生サービス課であることを明記し、適宜、面談や電話により受験生からの問合せに対応する。

##### ② 入学試験合格発表後

入学試験合格者への必要書類の配布時に、「障がいのある学生の修学支援等希望調査票」【別紙1】(以下、「調査票」という。)を同封し、入学予定学生が障がいのある場合、その障がいの状況や希望する修学支援の内容を事前に聴取する。

##### ③ 入学前相談

###### ア. 支援希望者の面談

学生厚生委員、教務委員及び学生サービス課、医務室の教職員は、入学前に調査票の提出があった学生(調査票を未提出で支援等を希望する学生を含む)及び保証人(保護者等)と面談し、学生の特徴や乗り越えるべき課題、支援希望の内容等について把握、協議するなど、支援に必要な準備を入学前に進める。

###### イ. 支援必要書類

面談の結果、学生及び保証人(保護者等)が支援を依頼する場合は、原則として、下記の書類の提出を求める。

- ・障がいのある学生の修学支援等依頼書【別紙2】
- ・主治医診断書(必要な支援内容が記入されているもの)
- ・障害者手帳の写し

#### (2) 支援の決定まで

##### ① 支援内容の検討

③ア. の支援希望者の面談及びイ. の支援必要書類を基に、学科長及び専攻長(以下、「学科長等」という。)、学生厚生委員、教務委員、学生サービス課、医務室及びその他関係事務局各課において、学生への支援内容・体制を検討し、決定する。

##### ② 情報提供書の作成

①に基づき、必要な情報を記載した「情報提供書」を学生サービス課が作成する。

##### ③ 教授会における報告

学生サービス課は、教授会において、②の情報提供書等を参考に、学生の能力・特徴に合わせた支援内容や指導方法等について報告する。

#### (3) 支援決定後

##### ① 学内関係者への支援依頼等

学科長等、学生サービス課長は、決定した支援内容に基づき、教務委員会、担当教員、その他担当事務局各課に対し、必要な支援について文書で依頼するとともに、学生及び担当教員に個別の指導・助言などのバックアップを行う。

## ②支援内容の見直し

学科長等、学生厚生委員、教務委員、学生サービス課及び医務室等の関係部署は、支援決定後においても、障がい学生との定期的な面談等を通じ、必要に応じて、支援内容や支援体制等の見直しを連携して適宜実施する。

## 3. 入学後に問題が明らかになった学生への対応

### (1)情報収集

入学前の事前情報がなく、入学後に問題が明らかになった学生について、教職員や学生から相談があった場合は、担当教員、学生厚生委員、学生サービス課等において、情報収集を行うとともに、必要に応じて、医師の受診を勧める。

### (2)要修学支援者への対応

(1)の情報収集等の結果、修学に関する支援が必要であると判断した場合、当該学生と面談を行い、何に困っているのか等を聴取し、支援を希望するか否か確認する。支援を希望した場合は、入学前に支援を希望する学生と同様の手続きを経て、支援を実施する。

## 4. 日常的な学生生活等支援

(1)障がい学生の日常的な学生生活に関する悩みに対しては、教職員の間で問題や対応についての情報を共有し、解決のための支援を行う。

(2)障がい学生から施設利用の更なる改善を求められた場合は、適宜学生の支援希望内容、本人の身体の現状、診断書の内容、学校医の意見等を総合的に勘案し、必要な対策を講じる。

## 5. キャリア支援

就職支援については、個々の学生が持つ障がいの内容・特性を踏まえ、キャリアサポートセンターと担当教員が情報を共有し、ハローワークをはじめとした国、地方公共団体、企業・団体、関係機関と連携を図りながらの学生の希望が実現できるよう努力する。

## 附則

1. このガイドラインは、平成28年4月1日より運用する。

【別紙2】

平成 年 月 日

## 障がいのある学生の修学支援等依頼書

久留米工業大学学長 様

私は、修学等の支援を依頼します。

なお、修学支援等に必要な情報を、学内の関係する教職員が共有することについて、

異議はありません。

学 科 名 (大学院は専攻名) :	学科・専攻
学 生 番 号 :	
学 生 氏 名 ( 自 署 ) :	㊞
保 護 者 氏 名 ( 自 署 ) :	㊞

### <大学からのお知らせ>

- ・ 本調査票は、障がいのある学生で修学支援等を希望する方のみ提出して下さい。
- ・ 本調査票の内容は、希望する修学支援等に関すること以外には利用しません。
- ・ 氏名を自署できない場合は、学生サービス課へご相談下さい。